

令和6年第3回尾張北部環境組合議会
全 員 協 議 会 会 議 録

開催日時 令和6年10月30日（水曜日） 午前10時50分から午後0時2分まで

議題

- 1 雨水排水路整備について
- 2 地域振興策について

その他事項

出席議員（12名）

第1番	岡 覚 君	第2番	小川 清美 君
第3番	光清 毅 君	第4番	堀 元 君
第5番	尾関 昭 君	第6番	岡地 清仁 君
第7番	齊木 一三 君	第8番	江幡満世志 君
第9番	宮川 基英 君	第10番	佐藤智恵子 君
第11番	大河原光雄 君	第12番	市橋 英男 君

職務のため議場に参加した職員の職・氏名

書記長	仙田 裁也 君	書記	蓑和 峻 君
-----	---------	----	--------

説明のため出席した者の職・氏名

管理者	澤田 和延 君	副管理者	原 欣伸 君
副管理者	鈴木 雅博 君	副管理者	鯖瀬 武 君
犬山市経済環境部長	新原 達也 君	犬山市環境課長	高橋 正直 君
江南市経済環境部長	平野 勝庸 君	江南市環境課長	相京 政樹 君
大口町まちづくり部長	佐橋 竜午 君	大口町環境対策室長	松永 淳一 君
扶桑町生活安全部長	長谷川明夫 君	扶桑町環境課長	池田 聡 君
事務局長	石坂 育己 君	総務課副主幹	小川 誠二 君
総務課主査	神谷 建寛 君	総務課主査	倉知 嗣人 君

(午前10時50分 開会)

○議長（小川清美君） ただいまから令和6年第3回尾張北部環境組合議会全員協議会を開会いたします。

本日の議題につきましては、お手元に配付しました次第にありますとおり、議題は2件でございます。

議員各位におかれましては、定例会に引き続き、慎重なる御協議をお願いいたしまして、簡単でございますが、開会の挨拶とさせていただきます。以降、着座にて進めさせていただきます。

始めに、管理者であります澤田江南市長から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○管理者（澤田和延君） 定例会でお疲れのところ、引き続き、全員協議会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま議長さんからお話がありましたように、本日の全員協議会の議題は、雨水排水路整備について、地域振興策についての2件でございます。議員の皆様方には、慎重なる御協議をいただきますようお願い申し上げます。簡単でございますけれども、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小川清美君） ありがとうございます。

では、早速会議を始めさせていただきます。お手元に配付いたしました次第の順序に従いまして、会議を進めてまいります。

◎議題1. 雨水排水路整備について

○議長（小川清美君） 議題1. 雨水排水路整備について当局に説明を求めます。

石坂事務局長。

○事務局長（石坂育己君） それでは、議題1でございます。雨水排水路整備について御説明いたします。

始めに、1. ごみ処理施設建設地からの雨水排水についてでございますが、ごみ処理施設建設地、いわゆる事業地に降った雨水排水につきましては、事業地北西部に整備する雨水調整池により流出抑制を図った上で、敷地外に排水をいたします。

また、敷地外に排水した雨水排水は、江南市道に整備する新設の道路側溝を経由し、既設の道路側溝に排水することになります。

2ページを御覧ください。

図面中央の黒斜線、ハッチング部分が事業地でございます。その北西部、紫色の逆三角形

の範囲が雨水調整池でございます。また、緑色の丸の箇所が敷地外へ排水するための放流管の位置になります。放流管に接続する青色の実線が組合で整備する新設の道路側溝でございます。青色の丸の箇所で接続する黒色の実線が既設の道路側溝となっております。新設する道路側溝の断面の大きさは既設の道路側溝と同じで、幅、高さともに500mmとなります。

工事の時期につきましては、道路承認工事として令和7年度に実施をしてみたいと考えております。

なお、事業地である中般若町北浦を含むこの地域の排水は、鴨川排水路を流末とした木曾川流域となります。

恐れ入ります。1ページにお戻りください。

次に、2. 北浦東側エリア（木曾川中般若地区防災関係施設）からの雨水排水についてでございます。事業地の東側隣接地では、国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所が事業主体となって、木曾川中般若地区防災関係施設の整備が計画されております。

恐れ入ります。もう一度2ページをお願いいたします。

図面中央右側のグレーでハッチングしてある範囲が防災関係施設の敷地となります。防災関係施設に降った雨水排水につきましては、組合の事業地と同様、敷地内北西部の紫色の四角で示してあります雨水調整池により流出抑制を図り、敷地外に排水することになりますが、排水先となる市道に接道していないため、敷地外へ排水できない状況でございます。

そこで、国交省より組合の事業地内に防災関係施設の雨水排水路として専用管を設置し、組合が敷地外に整備する予定の道路側溝へ排水させてほしいとの相談がありました。組合といたしましても、やむを得ない状況であることから、条件を付して了承する方向で調整をしております。図面中央の赤色の実線が防災関係施設の専用管埋設ルートとなります。

組合が国交省に示した条件でございますが、防災関係施設からの雨水排水が事業地内に整備する合流桝及び放流管並びに敷地外に整備する新設道路側溝に流入することになりますので、これらの整備につきましては国交省と組合にて施行協定を締結し、双方にて費用を負担する共同施行方式を提案しております。

当該設備の設置につきましては、組合が事業主体となって実施し、国交省は自身の費用負担分を組合へ委託することになります。費用負担割合につきましては、最大排水流量比を基に定めるもので、国が38%、組合が62%となる見込みでございます。

また、防災関係施設の専用管の整備につきましては、国交省からの受託工事として組合が事業主体となって実施し、その費用の全額を国交省へ求めるものでございます。

なお、共同施行で実施する雨水排水路整備事業及び受託工事で実施する防災関係施設の専用管の整備に当たりましては、組合が事業主体となりますので、整備に係る費用負担のほかに入

件費分を事務費として国交省へ求めてまいります。

雨水排水路整備についての説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小川清美君） 以上で、当局の説明が終わりました。

本件に対して御意見、御質問等がありましたら発言をお願いいたします。

江幡議員。

○8番（江幡満世志君） 雨水の調整池なんですけれども、国交省のほうの防災関係施設の調整池。それからこちらの施設の調整池。これ大体容量的にどのぐらいというのは、もう決めていると思うんですが、その説明がなかったと思うんですけど、それを一つお伺いしたいと思いません。

それと、同じく合流枡を設置するんですけど、その、やっぱり容量的な問題。前回代表者会議にも、ちょっと、すごく気になるもんですから下流のほうは、やっぱり住宅とかあるわけですよね。そうすると既設の側溝に対する、万が一に備えた整備事業みたいなものも必要なんじゃないのかなと思うんですが、とりあえずは調整池の容量がどれだけあるのか。それから合流枡については、どれぐらいのものを計画しているのか。

以上2点を説明お願いします。

○議長（小川清美君） 石坂事務局長。

○事務局長（石坂育己君） まず、ごみ処理施設内の調整池の大きさでございますが、計画対策量といたしまして1,672.28㎡でございます。池の容量でございます。国交省のほうは46㎡ということで聞いております。合流枡につきましては、元々事業地内に予定していました合流枡の大きさ等、特に国交省の排水を入れることによって大きさは変更しておりませんが、大きさににつきましては、700×700×2,100の大きさの枡になります。

ちなみに放流管の敷地外に出す放流管の大きさは、口径400mmの管でございます。

あと、地域に与える影響というところで御心配の点をいただいておりますが、実際に一旦この池に雨水は溜まりまして、そちらから敷地外に出す管の口径については、これはあくまでも計算上なんですけれども、江南市の雨水流出抑制基準というものがございまして、開発前の土地利用の状況において、実際にそこの敷地から流出される量以上のものは出さないという、そういう計算の下で池から出す管の口径が決まっておりますので、どれだけ雨が降っても池には水が溜まるんですが、敷地外へ出す口径の大きさというのは変わりませんので排出する量というのは、あくまでも計算上ではありますが、開発前に元々の流れ出た量分しか施設からは出さないということでございますので、地域への影響というのは少ないのではないかなと思っております。

○議長（小川清美君） 江幡議員。

○8番（江幡満世志君） 今の御説明だと、焼却施設側のほうの雨水調整池からは400φのヒューム管で流すと。だからそれ以上流れないですよ。ところが国交省の雨水調整池からは500φのヒューム管を通すようになっていきますよね。それで何か違うような気がするんだよね。ということは、ここの合流桝のところには二つの施設からの400φで排水されるものと、それから500φで排水してくるものと、その2経路からの水がそこに集中するわけであって、何かおっしやっていることと、ちょっとそごがあるような気がするんです。

それともう一つは、通常の一般論的な話ばかりなんだけど、そうじゃなくて想定外のことで、もうここ数年、物すごいっぱいありますよね。そういった場合に結局、その調整池からあふれ出るような状況だとか、敷地に例えば1時間当たり80mm、100mmという雨量が集中的に1時間以上続いたりとか。そうすると想定を超えるような雨量になると思うんです。そうなればここだけじゃなくて、下の住宅のほうもみんなそうなんだろうけど。何かそういうことを考えると、江南市が設置してある既設の雨水の側溝ですか。既設側溝というのが、何か不十分になるんじゃないのかなということ懸念するんですよ。その時にはみんなあっちもこっちも水浸しで、あふれかえっちゃうから、それはもうしょうがねえやって開き直るんだったら、それはそれでしょうがないと思うんだけど。そういうことではないと思うんですよ。やはり新たにやる以上はある程度、想定を。ここんところの気象状況だとか、そういったことも加味して、できるだけ考えたほうがいいんじゃないのかなと。国交省のほうも何か、何となく、もうちょっと彼らも考えてもらいたい。

それで前回の代表者会議の時に、ある程度、その排水量に対する積算的なことを恐らくやっているでしょうから、そういった根拠も示していただきたいなと思った次第なんですけれど、御答弁をお願いします。

○議長（小川清美君） 石坂事務局長。

○事務局長（石坂育己君） まず、国交省の、調整池からの排水量につきましてもごみ処理施設と同様に、開発前の放流量以上は敷地外に流さないという計算の下、江南市との協議の結果、放流管の口径というのを決めております。ですので、その先のごみ処理施設の事業地内は確かに大きなヒューム管を入れるんですけれども、これは元々そのヒューム管の敷設に当たって、導水勾配があまり取れないもんですから、流量を確保するための断面として500は必要ということです。流量というのは、断面の大きさだけでなく勾配も関係してきますので、計算上500mmのヒューム管がないと、その流量が流せないということになります。

ですので、どこまでいっても江南市の基準からの結果ということでございますので、当然これというのは我々が勝手に決めたわけではなくて、江南市の指導によってこういう形で決めた内容でございますので、敷地外の既設側溝の御心配というものももちろん分かるんでありますけ

れども、そちらのほうも含めて江南市との協議の結果が今お示しした内容でございますので、御理解のほうをいただきたいと思ひます。

○議長（小川清美君） 江幡議員。

○8番（江幡満世志君） 最終的に私が懸念するのは、その施設からの排水による下流での江南市内の住民の方なんかには何か被害が及んだと。そういった場合に、その住民の方から訴訟が起きたりとか、そういうことがあった場合に対処はちゃんと仕切れるのかなと。大雨だったからしょうがないでは済まないと思うんですね。だからそこまでの一応考えは及んでおかないといけないんじゃないのかなと。それに対処、今しろとは言いませんよ。言わないけれど、だけどそこまで一応考慮して、やっぱり計画する段階で必要なのではないのかなと、ちょっと思ったんですけど。

○議長（小川清美君） 石坂事務局長。

○事務局長（石坂育己君） すみません。繰り返しになるかもしれませんが、あくまでもその江南市との協議の中で決まった内容でございまして、流域排水に対する地区への対応という事に関しましては、ごみ処理施設から敷地外に出す排水に対しては必要ないということで、江南市との協議が整っておりますので、例えば大雨が降って、何か民有地のほうで何か被害が起こるというようなことがあれば、それはやはり江南市側で対応していくということになると思ひます。

○議長（小川清美君） 今3回ということですので、質疑はこれで一旦終わりにします。

ただ、想定外を想定するというのは、なかなか難しいなという気もしますが、江幡議員おっしゃるように、要はもう少し余力を持って設計しておけばいいということだと思います。そういうことも含めまして、御意見として、事務局よく、また、どうかしろとは言いませんが、そういう御意見があったということで、よろしくお願ひをしたいと思います。よろしいでしょうか。

他に御質問のほう。

○7番（齊木一三君） よろしいですか。

○議長（小川清美君） どうぞ。齊木議員。

○7番（齊木一三君） ちょっと1点だけお尋ねします。今の雨水調整池から出た水が、これ防災関係施設から出た水ですけれども、これが今度のごみ処理施設敷地の、ど真ん中を走っていくわけですね。これが私、不思議でならないんですけれども、これが建設工事に邪魔にならないかということと、将来的にいろんな計画を立てるに当たって、いろんなこれ障害になっているんじゃないかと思うんですが、今ここで今の防災関係施設の調整池の横がこれ、まだ手に入っていない土地だと思うんですけれども、やはり敷地の真ん中を通すのではなくて、やはり境界

を通していくのが私は一番いいんじゃないかと。後々のことを考えたら。そういうルートは考えられないんでしょうかね。

○議長（小川清美君） 石坂事務局長。

○事務局長（石坂育己君） ルートにつきましては、施設の設計をしている三菱側としっかりと協議しまして、今後の整備に支障のないルートというところで設定をしております。今おっしゃられるその境界界というのは、恐らく北側のルートのほうがということだと思いますが、北側につきましてはこれちょっと図面のほうを御覧いただくと、白抜きの部分というのがまだ未買収地でございます。北側のルートを通るとすると、その未買収地を通さないといけないので、こちらのルートは不可能ということで、最適なルートを我々のほうから提示したものを国のほうで了承していただいております。そういうような経緯でございますので、よろしくお願いいたします。

○7番（齊木一三君） ありがとうございます。私の思いは、やはり手に入っていない土地があるということで、なかなか難しいということですが、そのちょうど真ん中を通って北側に上がれば北側のほうで排水が取れると思うんですけどね。そうすると土地の利用としては有効利用できるんじゃないかと。その辺思うんですけど、そういう案というのは出てこなかったのですか。

○議長（小川清美君） 石坂事務局長。

○事務局長（石坂育己君） すみません。何度も申し上げて申し訳ないんですが、このルートというのは、施設の配置等を考えて支障のないルートということで設定をしておりますので、今後の維持管理に関してもこのルートが最適ということで判断しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小川清美君） 齊木議員。

○7番（齊木一三君） 私は土地の真ん中にそういう排水路とか、そういうのを持っていくというのは、もう反対でございます。行く行く将来的に何かあった時に、排水路というのはまた、なぶらなきやいかんような事態が起こるんじゃないかと危惧するわけでありまして、できれば本当に民地側のほうへ、排水をルート変更するのが、私はいいいんじゃないかこう思いますので。私の意見であります。

○議長（小川清美君） 御意見として賜りたいと思います。

他に御質問はございますか。堀議員。

○4番（堀 元君） 江幡議員と同じような意見ですけどね。この国交省の調整池。それからこのごみ処理場の調整池。これで非常に雨が降った場合、大きな土砂降り等、想定外の雨が降った場合に、この50mm、50mmでは、が一気に流れるわけですね、外へ。500mmの管で一気に流

れるわけでしょ、出るわけでしょ、外へ。

○議長（小川清美君） 石坂事務局長。

○事務局長（石坂育己君） 確かに国交省の調整池からは500mmの口径の管を通して流れるんですけれども、最大排水量は、そもそも先ほど申しあげましたように、開発前の流出量以上は流れませんので、その排水量というのは組合側が毎秒0.183立方メートル、国が毎秒0.112立方メートルで、調整池で溜めた水をそこから出す口径でこれ以上流れないように調整しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○4番（堀 元君） それはちょっと、おかしな話だね。それならそれで置いとくね。実はこの図面の既設道路側溝（江南市管理）という黒い線。鴨川排水路までの黒い線が、これ既設、現在ある側溝を使うということですね。

○事務局長（石坂育己君） そうです。

○4番（堀 元君） これは江南市と協議をしてという答弁だったんですが、草井区に対しては一切説明ない。区に対しては。この件については。説明されました、草井区に対して。排水量がどれだけかということは。区に対しては一切説明ないんだよ。江南市には説明しとるけど。これはいかなることか。草井区が承知するわけがない。この側溝の幅を大きくするとかね、鴨川排水路まで。するなら話は分かる。これは鴨川排水路まで、この草井地区の中の黒い線。これはもう当然この施設の管理の下に側溝を大きくしないと、これは問題が出てくる可能性が多分にありますが、いかがですか。

○議長（小川清美君） 石坂事務局長。

○事務局長（石坂育己君） 先ほど申しあげておりますとおり、江南市との協議の中で必要な側溝の整備については、既設の側溝までつなぐという事で協議が整っておりますので、それ以降既設側溝の改修というのは組合ではやらないということでございます。

○4番（堀 元君） いや、いや。やらないということだけれども、草井区に話をしたかということだよ。

○事務局長（石坂育己君） 草井区のほうには、話はしておりません。

○4番（堀 元君） それでいいんですか。側溝を流す草井区だよ。

○議長（小川清美君） はい、どうぞ。

○事務局長（石坂育己君） 草井区に対してのその説明が必要だという話は、江南市との協議の中ではありませんでしたのでしておりませんが、必要ということであれば草井区のほうにも、そのような話はしっかりと説明していきたいと考えております。

○議長（小川清美君） 堀議員。

○4番（堀 元君） 3回目ですから。これはぜひ草井区とこの排水に関して、草井区に対し

て説明をしてください、説明を。これこれ、こういう状況になるかもしれませんということを、しっかり説明して、今後工事が始まる前にこの工事を追加するかもしれませんけれども、そこは草井区としっかり話をしてやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小川清美君）　ということでございますので、事務局よろしくお願ひしたいと思ひます。他に質疑等ございましたら。

尾関議員。

○5番（尾関 昭君）　よろしくお願ひします。鴨川排水路というのは、その地域で降った雨量じゃなくて木曾川の水量で放流できる、できないというのが根本で、鹿子島の方でしたっけ。水門を管理されているというところがあつて、そもそも水の量を皆さん懸念して、それはすごい大事なことだと思ひんですけど、そもそも水門が開かないタイミングというのは必ずあつて、その時は地域全体が水浸しになることは、もう十分想像できるんです。そのあたりで、例え話で申し訳ないんですけど、宮田導水路の、農水省とかと例え協議して緊急放流ができる協定を結ぶとか、何かその対策は必要であつて、今その対策が何があるかというのは、もちろん組合さんは察知しませんよと言ひ切れるもんですから、それをこういう懸案事項、懸念事項が出ましたよということを、江南市に組合からこういう懸案事項が出たよということはお伝へしていただきたいなというふうに。市が決めることですよ、もちろん。ただ、いろいろ対策も市が考えればいいんですけど、ただ懸案事項として、ぶっちゃけ西側へ行くと新しい給食センターも造っちゃう関係があつて、自己浸透、敷地内自己浸透する水の量がもうどんどん減っていくんですね。どんどん道路側溝に出てくる水の量が増えるというようなことが今回3施設で同時に、ほぼ同時期に起きるといふのが、もう目に見えているものですから、それでなおかつキーである水門が開かないタイミングが必ず発生する。まあ、いいですよ。その川の水位が低い状態の時に、この地域だけがどんと降れば水門は開きっぱなしなんで、しっかり排水できるので、そこは深く考えなくてもいいんですけど、そうじゃない逆のパターンも起き得ますので、その時にどうするかという懸案事項は、組合として皆さん心配されて出ていますので、市として考えてくださいねということを、組合として市に伝へてほしいという要望でございます。

以上です。

○議長（小川清美君）　何か。石坂事務局長。

○事務局長（石坂育己君）　ありがとうございます。担当のほうは江南市の下水道課になると思いますが、木曾川の増水によって樋門を閉めるというようなことが当然理解できる話でありますので、こういった鴨川排水流域の、そういった御心配というのは江南市のほうに、担当課の

ほうに伝えてまいりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小川清美君） 他にございませんか。

○4番（堀 元君） 雑談だけど、参考までに木曾川増水時。木曾川の水が大きい場合は流せないんですよ、蓋してしまっ。それを、そういうことも考えとるんかな。

○議長（小川清美君） 参考ということですので。何か他に発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川清美君） ないようでございますので、ぜひ、いろんな御意見がありました。事務局として、よろしくお願ひしたいと思ひます。

課題1の雨水排水路整備については、以上といたします。

◎議題2. 地域振興策について

○議長（小川清美君） それでは続きまして、議題2. 地域振興策についてでございます。当局に説明を求めます。

石坂事務局長。

○事務局長（石坂育己君） それでは、議題2. 地域振興策について御説明いたします。この内容につきましては、前回の7月17日開催の全員協議会におきまして、議員より地域振興策を進める上で基準とした考え方や参考としたものについて資料の提出を求められましたので、改めて資料を提出し、御説明するものでございます。

地域振興策につきましては、皆様御承知のとおり、地域振興事業と地元協力金の2本立てとなっておりますので、それぞれ基準や参考としたものについて御説明をさせていただきます。それでは、まず地域振興事業について御説明いたします。

地域振興事業の上限額、いわゆる総額の設定につきましては、平成29年度から30年度に実施をいたしましたPFI等導入可能性調査における建設費の見積額238億円に、平成28年度から30年度に供用開始いたしましたごみ処理施設のうち、地域振興事業を実施した施設の建設費に対する地域振興事業費の割合の平均値であります3.5%を乗じた額を根拠としておりますが、できる限り各地区の要望を実現させるなど勘案をいたしまして、算出額の8.33億円から9億円を目安額といたしました。

その後、各地区からの要望額等を考慮いたしまして、地域振興事業の総額を9億2,828万4,000円としております。

次に、地元協力金について御説明いたします。

まず、各地区へ交付される協力金の交付額につきましては、近隣施設の状況を参考に50万円を基準といたしまして、建設地である中般若区とその東側に大きく接している小淵区は100万

円といたしました。

次に、江南市へ交付される協力金の交付額につきましては、近隣施設と同様に建設地の土地の固定資産税相当額といたしました。

なお、地元協力金の交付は、ごみ処理施設の供用開始年度の令和10年度から供用終了年度までとなります。

これら地域振興策の内容につきましては、令和3年7月27日開催の全員協議会にて了承されて、その後、各地区との協定締結に至っております。

2ページに掲げております各地区の地元協力金及び地域振興事業費の一覧表は、前回の全員協議会でもお示ししておりますが、この資料は令和5年2月13日開催の全員協議会資料の抜粋でございます。

地域振興策についての説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（小川清美君） 以上で、当局の説明が終わりました。

本件に対して御意見、御質問等がありましたら御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。岡議員。

○1番（岡 覚君） 令和5年ということで先に示したということなのですが、地域振興事業と地元協力金から成り立っているよと。今のその建設費とそれから事業費割合の3.5%。平均の3.5%を掛けた数値というのは分かりましたけれども、地元協力金は歴史的な、この地域の歴史的な数字が出ています。資料として出ていますけれども、一方でその地域振興事業についても、この地域で幾つかの一部事務組合での共同事業をやっているわけですから、その時の地域振興事業はどうであったのかということも歴史として、この地域のそういう共同事業についてはどうだったんだということも一方で示してほしいというふうに思っています。

と言いますのは、私の感覚では過去のこの地域の一部事務組合での歴史に比べたら随分と高い金額が地元とも話し合われ、ここまで積み上がってきたというふうに思いますが、一方ではやはりこの地域の歴史もきちんと振り返って、随分と今までに比べたら違うよねということも、確認の意味で資料として添付すべきだというふうに思いますが、その点ではいかがなんでしょうか。

○議長（小川清美君） 石坂事務局長。

○事務局長（石坂育己君） 前回の全員協議会でのお話で、地域振興事業の上限額。総額の基準について参考としたものということでございましたので、当時この上限額の算定につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、当時のその建設費の見積りというのは先ほど言ったPFI導入可能性調査の中で確認した建設費で、事業費割合の3.5%というのは、当時平成30年でございますが、全国のその供用開始、平成28年から30年度に供用開始したごみ処理施設でござ

いますが、その施設の中で地域振興事業を実施している施設の、事業費が建設費に対してどのぐらいだと。そういう割合の平均値でありまして、このような資料を添付させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小川清美君） 岡議員。

○1番（岡 覚君） 今の答弁は分かっているんですよ。分かっているのに、言っているのは、ちゃんと歴史的なことも確認しておくって、今の時点であるんじゃないですかということなんです。ですから今までですと、いわゆる迷惑施設においては岩倉市さんに請け負ってもらい、大口町さんに請け負ってもらい、犬山市は・・・という中で、その時の地域振興策はどうだったということも添付資料として出すべきではないですかということを行っているんです。ただ今までの、今の答弁は分かった上でそういう経過があったよと。だけでも今回はこの処理施設を造る上では、過去の歴史についてもこうでしたということは、確認の意味で添付すべきではないですかと言っているんです。いかがですか。

○議長（小川清美君） どうでしょう。よろしいですか。

○事務局長（石坂育己君） ちょっとお待ちください。

○1番（岡 覚君） すぐとは、すぐ出せとは言ってないですよ。ちゃんと調べて後日出してもらえれば。

○議長（小川清美君） 暫時休憩します。

（午前11時33分 休憩）

○議長（小川清美君） 会議を再開いたします。

（午前11時35分 再開）

○議長（小川清美君） いろんな御意見があるかと思えます。最後に何かあれば、何か。

○事務局長（石坂育己君） ただいまの御意見、検討いたしまして、またお示しをできるならさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小川清美君） 他に質疑等、意見等。堀議員。

○4番（堀 元君） 地元協力金についてお尋ねをいたします。この中に地元協力金として一番、2ページのほうに地元協力金の金額が書いてあります。中般若、草井、般若、小淵、南山名、山那等書いてあるんですが、小淵と中般若がこれは1年間にこれは幾らですかね。100万円ですか。これ。100万だね。それで近隣市町との状況がいろいろ違う、金額が違うわけですが、理由として東側に大きく接している小淵区は100万円としたと書いてあるんですね。ちょっと皆さん、地図見てください、地図。初めの。小淵、どこに接してますか。大きく接してい

ると書いてある。小淵がこのごみ処理場に対して、どこが接していますか。

○議長（小川清美君） じゃあ、石坂事務局長。

○事務局長（石坂育己君） 建設地である中般若区の東側ということで、中般若区に大きく接している。そのような解釈ということでございます。

○議長（小川清美君） 堀議員。

○4番（堀 元君） そんな理屈が通りますか。そうしたら草井の向こうの隣の小脇、小杵、慈光堂、全部対象ですよ、その答弁だと。どうされます、これ。こんなことが通りますか。大きく接している、中般若に接している。その答弁だと、全部この西のほうの地域、全部対象になりますよ。

○議長（小川清美君） はい、石坂事務局長。

○事務局長（石坂育己君） この内容につきましては、先ほど申し上げました令和3年の7月27日の全協で小淵区を100万にした理由として説明されている内容でございます。どうして東側かという話というのは、確かにその納得というのはされないというのも理解はできるんですけども、そもそもその地元協力金というのは、全部一律50万という話から議会の中で協議がスタートしているかと思えます。当時組合議員のほうから建設地はやっぱり少し色を付けるというか、同額ではいかんのではないかというような御意見もありまして、中般若は100万ということになりました。その後、その内容をもって当時地元区に入っている御意見を伺いながら、議員さんからもいろいろ御意見をいただきながら調整をしたんだということだと思います。

また、理事者会の中でも様々な意見が出て、当然いろんな議論になったということでございますけれども、最終的にはやはり地元区との協定を結ぶという中で決めた内容ということでございます。

○議長（小川清美君） 堀議員。

○4番（堀 元君） そんな答弁が通ると思いますか、議会ですよ。税金を使うんですよ。そんなむちゃくちゃな答弁がありますか。ましてや大きく接している小淵区と書いてある。そんならそのように理由を書かにはあいかんよ、ここへ。今の答弁のようなことを、ここへ書いてあるならいいよ。ほんな、めちゃくちゃ、こんなもん、絶対承認できんでね、これは。各議員に常識ある判断をしてもらえば、こんなこと承認できるわけがない。無理が通れば道理引っ込むじゃいかんですよ、これは。どうされます、これ。このまま押し切る気ですか。議会として、こんなことが黙っとるわけにはいかんですよ。どうされますか、皆さん。ほかの議員さんもどう思われます、このこと。全然接してない小淵にはね、処理場に一切接しておりませんから。それが大きく接していると書いてあるし。こんなことね、仮にほかの地区から告発されたら、どうやって対応するんですか。ほかの地区から。

○議長（小川清美君） ちょっと暫時休憩をしたいと思います。よろしくお願いします。

（午前11時42分 休憩）

○議長（小川清美君） 会議を再開いたします。

（午前11時47分 再開）

○議長（小川清美君） 他のいろんな御意見出ましたが、他に御発言を求めたいと思います。

大河原議員。

○11番（大河原光雄君） 今いろんな話が出ましたが、私はその時ここの状況はちょっと知りませんが、この前、今佐藤さんも言われたと思うんですが、この前の管理者の説明、同じような質問が前回、前々回でしたかね、ありました。その時の説明としては、この隣接するところの周り是一个の地域として考えているんだというようなことで、こういうことが出ているということが説明を、私初めて聞きました。なるほど、そういう説明であれば、これは理にかなっているのかなと今も思っているわけですが、以上です。

○4番（堀 元君） 隣接ならね。

○11番（大河原光雄君） いや、いや。

○4番（堀 元君） 隣接。隣接でねえ。

○議長（小川清美君） 大河原議員。

○11番（大河原光雄君） 隣接というか、この建てる場所の、周りの地区は全部一个の地域として思っているという管理者の説明が前回ありましたということで、私は、それはそれで納得はしておりますということを申し上げます。

○議長（小川清美君） 他に御発言があれば、お受けしたいと思います。

（挙手する者なし）

○議長（小川清美君） 発言はないようでございますが、なかなかその今の件というのは難しい件かなと。内容かなと思っております。

また、いろんな御意見があろうかと思いますが、一旦本日としましては、ここで終結をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川清美君） 申し訳ございませんが、そういうこととさせていただきたいと思ます。議題2. 地域振興策については終わりたいと思ます。

◎その他事項

○議長（小川清美君） 続きまして、その他事項でございます。

事務局から1件報告があると聞いております。事務局からの報告をお願いしたいと思います。

○議長（小川清美君） 石坂事務局長。

○事務局長（石坂育己君） 事務局からの報告事項につきましては、起工式についてでございます。

議員の皆様方におかれましては、起工式の御案内を申し上げましたところ全員御出席の御返事をいただきまして、誠にありがとうございます。

改めまして、日時等の確認をさせていただきます。

起工式は、11月26日火曜日、午前10時30分から、受付開始は9時45分からでございます。

式典会場は、ごみ処理施設建設地でございます。

当日は、雨天でも実施する予定でございますが、大雨洪水警報等の発令によりまして、やむを得ず中止とすることも想定をしております。その場合につきましては、各構成市町の担当課を通じまして議員の皆様へ御連絡いたしますので、よろしく願いをいたします。

また、会場までは御車でお越しになるかと思いますが、前回の全員協議会で御案内しておりますとおり、現在事業地へは直接出入りができませんので、事業地東側の防災拠点から出入りをさせていただきます。

当日は出入り口付近の県道に誘導員が立っておりますので、それを目標にお越してください。

では、よろしく願いをいたします。

説明のほうは以上でございます。

○議長（小川清美君） ただいま事務局から説明がありましたが、報告として受けますので、よろしく願いします。

最後になって大変恐縮でございますが、議員の皆さんから何かありますでしょうか。

堀議員。

○4番（堀 元君） 前回の議会の時に申し上げておきましたが、この議会の、議員報酬について提案しておきましたが、このゼロなんですね。なしなんですね、今の対応は。法律上から行っても、この独立した議会の議員に対しては報酬を払うということで、法律で決まってるんです、法律で。現在こういう状況でないわけなんです、これはやはり議員として、こうやって会議へ出席し、いろいろ議員活動、この組合議員としての活動する以上は、当然法律にのって議員報酬を払われるべきだと思うんです。各議員さんも内容等は前回法律の第二百何条だったかな、あれは。に書いてあったのを配ったと思うんですが、それがいわゆる基でありますので、一番の基で、法律の地方自治法の基でありますので、ぜひこの議員報酬を払うということに対して、当局は考えていただきたい。と同時に、この組合の規約等はあるでしょ、組合

の規約。の中に、どういうこと書いてあるか。最終的には。

○事務局長（石坂育己君） 議員報酬につきましては、条例でございます。規約のほうではなくて、条例で決めております。

○4番（堀 元君） 条例、うん。それはまあ条例で、その条例を改正しにやあいかなってことでしょう。もし、あれならば。払うというならば。

○事務局長（石坂育己君） そうです。

○4番（堀 元君） それでそのほかに、そのほかに組合の、いわゆる組合を進めるに当たって、そのほか書いてあること。

○事務局長（石坂育己君） 規約の中身。

○4番（堀 元君） うん。

○事務局長（石坂育己君） 規約は議員の定数とか、支弁方法についてとか。

○4番（堀 元君） うん、まあいいや。

○事務局長（石坂育己君） そういった内容です。

○4番（堀 元君） おれが言うわ。要するに江南市に準ずると書いてあるんです。規約の中に。いろんなことについて、江南市に準ずると書いてあるんですよ。ということは、どういうことか。書いてある、書いてある。

○管理者（澤田和延君） 江南丹羽でしょう。

○4番（堀 元君） ん。

○管理者（澤田和延君） 江南丹羽でしょう。

○4番（堀 元君） 江南丹羽じゃない。こちらに書いてあるはずだよ。

○議長（小川清美君） 暫時休憩とします。

（午前11時55分 休憩）

○議長（小川清美君） 会議を再開いたします。

（午前11時57分 再開）

○議長（小川清美君） 堀議員さんのほうから報酬等について、併せてそれに関連しているいろんな御意見がございました。

実はこの件につき、特に報酬の件を含めてでございますが、今議員代表者会議のほうでも議論をしております。

そういった関係で、この件については私のほうに一旦預けさせていただきたいというふうに預けていただけないでしょうかということで、皆さんの御意見をいただきたいと思います。

よろしいでしょうかね。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川清美君) ありがとうございます。じゃあ、そういうことにさせていただきますので、よろしくをお願いします。

他に御発言はございますか。

(発言する者なし)

○議長(小川清美君) ないようでございます。

それでは、以上をもちまして本日の案件は全て終了しました。

議員の皆様には、終始熱心に御協議いただきましてありがとうございました。

当局におかれましては、議員各位からの御意見をよく尊重していただき、一層の御尽力をお願い申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。

最後に、管理者であります澤田江南市長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○管理者(澤田和延君) 本日は、長時間にわたりまして熱心に御協議いただきまして、またありがとうございます。

先ほどから議論を聞いておまして、この一部事務組合が成立する前のところでも、例えば地元説明会であったりとか、理事者間の協議であったりとかというところで、それぞれ議題を提出しながら進めてきたことで、一つの決定事項としてこの一部事務組合のほうに持ち込まれたものと、私は解釈しております。

その当時、様々な難しい問題が各地域で、また各市町の中で議論があったりして、果たして今の地元とはどこを指すのかという議論もありました。江南市だけで最初進めていたというようなこともありましたけれども、ぜひとも山名3郷も入れてくれというような、この3地域一体だというような強い意見がこれ、ございました。そういう中で、理事者間の中で話をして、当時は認めていき、各会議の中でそうしたことを提案をさせていただいたというふうに思っております。

そして今の議員報酬の件、そして議員の定数の件、そして経費の負担率については、前もお話しましたように4者4様の意見がありまして、調整に非常に苦労したところであります。それぞれ、ここは譲れないよというようなところを一つずつ出していただくような形で、答えを持ち寄って最終的に今の形になったわけでありまして、当時の議員さん方にも代表の方だったとは思いますが、意見を聞きながらまとめ上げてきたことでありますし、先日理事者間でこの件についても少し相談をさせていただきましたけれども、変更する必要はないんじゃないかというようなことで、一応していると私は感じております。

ただ、この新しい一部事務組合の中での話でありますので、それは議論として挙げていただければ結構ですけれども、また過去に戻っていくとするならば、議論はもうかなり混乱をしてしまうというようなことを思っておりますので、そうしたことを当時の議員さん方の気持ちも考えていただきながら、一度決定してきたことということについては強く感じておりますので、今後どのような形で、議長さんのほうから代表者会議または議運でもって、協議会でもって議論していくというようなこともあろうかと思われませんが、そうした気持ちというのを、ぜひお酌み取りをいただきたいなというふうに思っております。

非常に難しい困難な問題でありました。そこだけ、また繰り返すことのないような方策をぜひとも考えていただきたいということを、管理者としてお伝えをさせていただきたいと思います。

本当に長時間にわたりまして、ありがとうございました。

皆様方からいただきました様々な課題につきましては、今後しっかりとまた協議を重ねながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小川清美君）　ありがとうございました。

これをもちまして令和6年第3回尾張北部環境組合議会全員協議会を閉会といたします。
お疲れさまでございました。

（午後0時2分　閉会）